

# 本郷町自治会運営細則

(平成21年3月18日役員会決定)

一部改正 平成21年3月18日

会則第18条に基づき、本郷町自治会運営に関する事項を次のとおり定める。

## [慶弔に関する事項]

### 1 感謝表彰について

(1) 感謝表彰は、以下の事項に該当するものとし、感謝を表するとともに、記念品等を贈るものとする。

- ① 会員として本会活動に功績のあったとき
- ② 会員として善行があったとき
- ③ 本会の役員として2年以上これに務めた者
- ④ 本会の部員として6年以上これに務めた者

(2) 表彰に関しては、役員会で推挙し、運営委員会の承認を得るものとする。

(3) 本会の執行の任にあった者で、退任するに当たっての感謝表彰については以下による。

- ① 役員には、各担当してきた期間に、会長にあっては年2,000円、その他の役員にあっては年1,000円を乗じ算出し、相当額の記念品を贈るものとする。
- ② 部員等には、記念品を贈るものとする。

### 2 弔意について

(1) 会員（世帯主）及び同一世帯内の配偶者、直系尊属が死亡した場合は、花輪、又は香典を贈るものとする。

(2) 本会に特別の功績のあった会員等への弔意については、その都度役員会で協議するものとする。

## [特別会計に関する事項]

1 本会計の他に特別会計を設けることができる。

2 特別会計の運営については、運営委員会の承認を得るものとする。

## [役員等に関する事項]

### 1 役員を選任について

(1) 正副会長、会計、各部長、正副区長及び会計監査を選任するため、役員選考委員会を設置する。

(2) 役員選考委員は、運営委員長、同副委員長及び各地区から選考された1名の運営委員を持って構成する。

(3) 役員選考委員会の委員長は運営委員長が、同副委員長は運営委員会副委員長がこれにあたる。

(4) 役員選考の助言をするため、助言者として現行役員から各区1名を選出するものとする。助言者は役員選考について意見を述べるが、その決定には参加できないものとする。

(5) 役員選考委員会は、総会開催時期の、概ね2週間前までに役員を選考を行い、役員会に報告するものとする。

## 2 部員の選出について

- (1) 各部の部員は、役員会で選出し、会長が委嘱するものとする。
- (2) 各部長は、各区を考慮して部員の選出を行うものとする。

### [公園管理委員会に関する事項]

- 1 町内公園（8箇所）を管理するため、各公園に公園管理委員をおく。
- 2 公園管理委員は、各区の正副区長の互選により選出された者及び環境部長がこれにあたる。
- 3 町内公園（8箇所）の管理は、公園周辺住民のボランティアにより推進する。

### [募金委員会に関する事項]

- 1 年間を通じて行われる募金（日本赤十字社募金、社会福祉協議会賛助会費、共同募金他）について資料等の作成・配布、集金、納入を行うため、各区に募金委員をおく。
- 2 募金委員は、各区の正副区長の互選により選出する。
- 3 募金委員会の統括責任者は担当副会長がこれにあたり、隣組長に協力依頼等を行う。

## 附 則

本細則は、平成16年5月23日より改正実施する。

本細則は、平成21年3月18日より改正実施する。